

令和6年\*月\*\*日

大和市長 古谷田 力 殿

大和市下水道運営審議会

会 長 石田 裕

大和市下水道使用料の改定について（答申）

令和5年10月31日に諮問された「下水道使用料の改定について」は、慎重に審議した結果、別紙のとおり改定することを適当と認めます。

なお、改定にあたっては、「付帯意見」を尊重し、進めることをお願いいたします。

# 案

## 1 答申にあたって

---

下水道は、市民が健康で快適な生活を送るために、必要不可欠な都市施設であるとともに、河川などの公共水域の環境保全にも寄与しています。

大和市の下水道事業は、昭和 29 年の事業着手以来、着実に整備を進め、現在は市街化区域における汚水整備がおおむね完了し、令和 4 年度末の下水道人口普及率（汚水）は 95.5%に達しています。

このような中、事業着手から約 70 年が経過し施設の老朽化が進んでおり、今後、維持管理費及び改築更新・耐震化の工事費の増加が見込まれています。

下水道事業の経営は、地方公営企業法に基づき、受益者負担が原則であり、汚水処理にかかる費用の全額を下水道使用料で回収することとされています。しかし、令和 4 年度決算では、使用料収入で汚水処理費の 87.5%しか賄うことができず、その不足分を一般会計から繰り入れている状況です。

現在、一般会計の財政も厳しい状況であることから、このまま負担をかけたまま続けることは、様々な施策の遂行に影響を与えかねません。

このような、下水道施設の状況や下水道事業の経営状況を、慎重に審議した結果、下水道使用料の改定により、受益者負担を適正化する必要があると判断いたしました。

# 案

## 2 付帯意見

---

### 1. 今後の事業経営について

- (1) 効率的かつ合理的で透明性のある経営に取り組み、さらなる経費の削減に努めること。
- (2) 汚水処理の中断は、市民生活や企業活動に大きく影響を与えることから、老朽化した施設の補修・改築更新及び耐震化を計画的に行うこと。また、能登半島地震を教訓とし、計画の早期実施に努めること。
- (3) 今後、使用料の減少と汚水処理費の増加が続き、改定が必要となる見込みであることから、3年ごとを基本として定期的に改定の必要性を検討することで、平均改定率が大きくなるように努めること。
- (4) 基本使用料については、市民の節水努力の成果が料金に反映されるよう、改善を検討すること。
- (5) 下水道使用料の改定を検討するにあたっては、引き続き、社会の経済情勢をはじめ、市民生活への影響を十分に勘案し進めること。

### 2. 市民への説明について

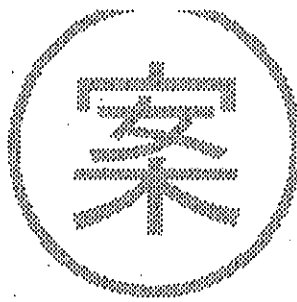
- (1) 下水道施設の老朽化が進んでおり、継続的、安定的に下水道サービスを提供するためには、改築更新及び耐震化が必要であることについて、市民へ周知していくこと。
- (2) 使用料の負担を低くするため、汚水処理費の削減に取り組んできたこと及び今後の取り組みについて、市民へ周知していくこと。

## 添付資料

---

資料1 大和市下水道運営審議会委員名簿

資料2 「大和市下水道使用料の改定について（諮問）」（令和5年10月31日付）



### 1. 下水道使用料改定の内容

●下水道使用料算定表(1カ月当たり)税抜き

区分	基本使用料		超過使用料		
	汚水排除量	金額	汚水排除量		1 m <sup>3</sup> につき
一般汚水	8 m <sup>3</sup> 以下の分	833 円	8 m <sup>3</sup> を超え	15 m <sup>3</sup> までの分	138 円
			15 m <sup>3</sup> を超え	25 m <sup>3</sup> までの分	154 円
			25 m <sup>3</sup> を超え	50 m <sup>3</sup> までの分	171 円
			50 m <sup>3</sup> を超え	100 m <sup>3</sup> までの分	196 円
			100 m <sup>3</sup> を超え	200 m <sup>3</sup> までの分	232 円
			200 m <sup>3</sup> を超え	300 m <sup>3</sup> までの分	248 円
			300 m <sup>3</sup> を超え	500 m <sup>3</sup> までの分	265 円
			500 m <sup>3</sup> を超え	1,000 m <sup>3</sup> までの分	307 円
		1,000 m <sup>3</sup> を超える分		326 円	
浴場汚水	汚水排除量 1 m <sup>3</sup> につき 17 円				
水泳場汚水	汚水排除量 1 m <sup>3</sup> につき 131 円				

### 2. 改定時期 令和7年4月1日

### 3. 審議の経過

- ・令和5年10月31日 (出席委員9名、欠席委員2名)  
第2回下水道運営審議会において諮問及び視察。
- ・令和5年11月14日 (出席委員9名、欠席委員2名)  
第3回下水道運営審議会において審議。
- ・令和5年12月26日 (出席委員9名、欠席委員2名)  
第4回下水道運営審議会において審議。
- ・令和6年2月2日 (出席委員10名、欠席委員1名)  
第5回下水道運営審議会において審議。
- ・令和6年2月9日 (出席委員\*名、欠席委員\*名)  
第6回下水道運営審議会において審議及び答申内容の検討。
- ・令和6年3月27日 (出席委員\*名、欠席委員\*名)  
第7回下水道運営審議会において答申内容の決定。

## 9 「8これまでの審議結果のまとめ」に対する意見

- 第5回審議会（令和6年2月2日）にて発言がありました「8これまでの審議結果のまとめ」に対する意見を「●意見 【説明】」のとおり追記しました。

### ○下水道使用料単価（汚水処理費）の適正の確認

#### Ⅰ 汚水処理費の算定額の精査

##### ① 汚水処理費の算定はどの様に行っているのか

汚水処理費は、維持管理費と資本費に分け、さらに内訳ごとに算定しました。内訳の算定では人件費以外の経費は、物価上昇率2%で算定しました。詳細は、配付しました「汚水処理費の内訳資料（3枚）」のとおりです。

##### ② 汚水処理費の算定における物価上昇率はなぜ2%なのか

日本銀行が発表している「展望レポート・ハイライト（経済・物価情勢の展望）」における物価見通しの令和5年7月に基づいています。令和5・6・7年度の物価見通しの平均値の2%を採用しました。

##### ③ 汚水処理費が他市より高い理由は（結果、改定後は県内の市で2番目に高い料金）

本市は独自に下水処理場を2つ整備しています。（「単独処理場」と言う）複数の市町村が使用する下水処理場は県が整備します。（「流域処理場」と言う）一般的に、単独処理場は流域処理場に比べるとスケールメリットが無いいため、単独処理場の市では、汚水処理費が高くなります。

##### ④ 本市はなぜ、単独処理場での整備を行ったのか

流域処理場の場合、初めに県が下水処理場を整備し、処理場の近くから管路を整備していきます。流域処理場は海岸近くに建設されるため、本市から遠く離れることとなり、本市の下水道の整備は遅くなります。

本市は急速な人口増加に対応するため、早期に下水道を整備して衛生的な環境整備を進める必要があると判断され、単独処理場での整備となりました。

この結果、流域処理場の場合より早く整備が完了しました。また、地震発生時には、流域処理場の場合、海岸に近い場合津波による被害や途中の市での管路の寸断のリスクが高くなりますが、単独処理場は地震発生時のリスクも低いです。

#### ●意見Ⅰ（④関連）

- ・令和4年度に県が取りまとめた、広域化・共同化の計画はどうなっているのか。
- ・本市の処理場の統廃合の検討は行ったのか。

#### 【説明】

・「神奈川県汚水処理事業広域化・共同化計画」における、単独処理場と流域処理場

の連携は、流域処理場の余力などに課題があり、短期（～5年間）の実現は難しく、今後、長期（～30年間）にわたり可能性を継続的に検討することとなりました。本市の処理場の統廃合は、当初3つの処理場建設を計画していましたが、見直しにより、現在の2つの処理場となりました。また、2つの処理場の統合については、当面見込まれる排水量では、1つの処理場で処理することができない状況です。

## 2 汚水処理費の削減の実施状況と今後の取組み

汚水処理費の削減については、業務の委託化により民間事業者のノウハウを取り入れるとともに職員数の削減を進めてきました。また、節電や効率的運転により経費の削減を行っています。今後も経費の削減効果が期待できる手法を積極的に取り入れ、削減に努めます。

詳細は、配布しました「4 汚水処理費削減の取組みについて」のとおりです。

## 3 改築更新及び耐震化の実施状況と今後の取組み

### ① 下水道施設の老朽化はどの程度進んでいるのか

令和4年度決算での下水道施設の減価償却の進捗状況は55.83%であり、特に処理場施設では多くの設備が耐用年数を超えています。

管路施設は、耐用年数が50年と長いため、令和4年度決算での耐用年数を経過した管路の割合は6.81%と低い状況ですが、今後、急速に増え令和4年度末整備済の管路の場合、令和10年度18%、令和20年度41%です。

### ② 老朽化施設の改築更新や耐震化はどの様に進めているのか

改築更新や耐震化は、下水道ストックマネジメント計画などにに基づき、効率的かつ効果的に進めています。

詳細は、配布しました「2 下水道ストックマネジメント計画について」及び「3 下水道施設の改築更新について」のとおりです。

## ○答申の付帯意見の取りまとめ

### 1 平均改定率について

#### ① 平均改定率が高くなった理由は

新型コロナウイルスの感染拡大により、改定を見送っている間に、物価上昇などがあり污水处理費が増えたため、平均改定率が高くなりました。

#### ●意見2 (①関連)

- ・この説明では、合点が行かない
- ・新型コロナウイルスの感染拡大でも使用料の改定を行っている市が県内にある。  
(令和4・5年度中に改定した市は8市、三浦市、鎌倉市、横須賀市、秦野市、藤沢市、綾瀬市、逗子市、海老名市)
- ・計画的に改定を行わずに、期間が長くなったのは市の問題ではないのか。

#### 【説明】

- ・新型コロナウイルスの感染拡大でも改定を行った市は、地方公営企業法に基づく独立採算を優先したなど、各市の事情によるものと考えられます。
- ・本市では、下水道運営審議会からの過去の答申において「社会の経済情勢をはじめ、市民生活への影響を十分に勘案し進めること」を求められていることを優先し、新型コロナウイルスの感染拡大により、外出自粛や営業時間の短縮が求められ、経済活動が停止しそうな異常事態であることから、令和3・4年度の諮問は見送りました。
- ・なお、平成30年4月に改定した際、次回の改定の検討については、令和2年度から公営企業会計を適用した会計処理となり、污水处理費の算出方法が一部変わることから、令和2年度決算数値に基づき算定し、令和3年度に諮問することとしていました。

#### ●意見3 (①関連)

- ・使用料の平均改定率が高い要因は、下水道事業では、電気やガスのように競争原理が働かないためではないのか。

#### 【説明】

- ・ご意見のとおり競争原理が働かないことから、使用料の改定にあたっては審議会に諮問を行い「改定単価の基礎となる污水处理費の算定」「経費削減の取り組み」「効果的な改築更新の実施」などの確認をしていただいております。

#### ② 経費回収率は100%でなければならないのか

経費回収率は、污水处理費を下水道使用料で賄っている割合であり、100%以上であることが必要です。これは、地方公営企業法第17条の2の規定による独立採算の原則に基づくものです。

#### ●意見4 (②関連)

- ・この説明では、一気に経費回収率を100%にしなければならない、理由が分からない。
- ・国庫補助金の交付要件でも、経費回収率をすぐに100%とすることは求めている。

#### 【説明】

- ・段階的な引き上げをしない理由は、既に説明済みの③のとおりです。

#### ③ 段階的に引き上げることはできないのか（平均改定率を低くできないのか）

これまで段階的な引き上げを行っていた時は、人口増加により下水道使用料が増加し、デフレにより経費の上昇が鈍かったことや企業債の償還の進捗により、污水处理費が減少したため、使用料の改定をしなくても経費回収率が上昇していました。

しかし、今後の下水道事業の収支見込みは局面が変わり、下水道使用料の減少が見込まれる一方で、物価の上昇や老朽化した設備の改築更新により、污水处理費が増加するため、今回の改定後も定期的な改定が必要と見込まれます。

今回、平均改定率が高くなりましたが、本市の一般会計の財政も厳しい状況にあることから、先送りせずに行う必要があります。

#### ●意見5 (③関連)

- ・この説明では、現在、物価上昇などで苦しんでいる市民目線が無い。

#### 【説明】

- ・これまでも市民目線による判断に努めており、新型コロナウイルスの感染拡大で外出自粛や営業時間の短縮が求められ、経済活動が停止しそうな状況になり、全ての市民及び事業者が直面する異常事態であったことから、令和3・4年度の諮問は見送っています。
- ・現在は、新型コロナウイルスによる行動制限が無くなり、通常の経済活動に戻ったことから、経済状況について慎重に判断した結果、今回の改定を決断しました。
- ・なお、現在、物価高などにより厳しい状況にある市民や事業者の皆様への経済対策は、国や市が実施するものであり、令和5年11月2日に国の総合経済対策が閣議決定され、物価高への対応や企業の賃上げ促進を柱とする国の補正予算が同年11月29日に成立し、国の補正予算を財源とする施策が市でも実施・検討されています。

#### ●意見6 (③関連)

- ・市民が節水の努力をすると、結果、下水道使用料が引き上げられるのはおかしい。
- ・今回の改定で引き上げて、また3年後に引き上げ、その後も引き上げが必要というのはおかしい、引き上げを行わなくても良い経営はできないのか。

#### 【説明】

- ・ご意見のとおりでございますが、法に基づく独立採算により、下水道の使用者（受益者）に負担していただくしかありません。
- ・本市は、市街化区域での污水管整備が、平成10年度に概ね終了しており、今後、



新たな整備により下水道の利用者（受益者）が急激に増え、使用料が増加することは期待できません。また、本市の人口も将来減少に転じる見込みです。

- ・利用者が減少すると汚水の水量も減少しますので、処理場への流入量に応じた効率的な運転管理を行うとともに、経費削減効果があると思われる取組みは、これまでも、これからも積極的に取り入れ、維持管理費の削減に努めていきます。
- ・しかし、これまでに整備した、下水道施設の老朽化が進むことから、修繕費や更新費が増加するとともに、地震に備えた耐震化を進める必要があり、汚水処理費の総額としては増加する見込みです。
- ・当面、人口は増加傾向の見込みですが、節水機器の普及やライフスタイルの多様化及び少子高齢化による1世帯の人数の減少などにより、使用料の減少が見込まれることから、今回の改定後も定期的な改定が必要と見込まれます。

- ④ 改定後、県内市で2番目に高い料金となると転入者が減るのでは、それで良いのか  
今回の改定で、一時的に2番目となるが、経費回収率が100%未満の市は、今後下水道使用料の改定を行うので、順位は今後も変わっていくものです。

本市には下水道使用料以外の面での魅力が沢山あります。

- ⑤ 汚水人口普及率が95.5%であり、市税の納税者の多くが下水道を使用しているのだから、これまでと同様に市税で下水道使用料の不足を補てんすれば良いのでは  
市税の納税者の中には、市街化調整区域のため下水道に接続できない人がいます。逆に下水道を使っているだけで、市税が発生していない人もいます。また、市税の納税者であっても、汚水を大量に流す人と少ししか流さない人がいます。

よって、市税で負担することは、納税者にとって不公平な使い方となります。

下水道事業は、受益者と使用水量が明らかであり、その受益に応じた対価を負担していただくことで運営されるものです。

なお、過去における市税での負担は、経費回収率が低いときに一度に100%に上げられないため行われていたもので、現在の状況とは異なります。

#### ●意見7 (⑤関連)

- ・「下水道使用料の不足に市税を充てれば良い」という事を言っているのではなく、②と同様に経費回収率を一気に100%にする必要性があるのかという事です。

#### 【説明】

- ・今回の改定率は高くなりますが、本市の一般会計の財政も厳しい状況にあることから、今回の改定により受益者負担に基づく適正な負担水準とし、次回以降の改定率が低く抑えられますよう能率的な経営に努めてまいります。市民の皆様にはご負担をお掛けしますが、ご理解をお願いするものです。
- ・経費回収率を100%にする必要性は、②のとおりです。

#### ●意見8 (⑤関連)

- ・経費回収率を100%にしないで、下水道使用料の不足を市税で補てんすることとする場合には、全ての納税者が納得できる理由付けが必要と考えます。

●意見9 (⑤関連)

- ・「本市の一般会計の財政が厳しい状況にある」とのことであるが、令和5年度当初予算では自主財源が約21億円増加しており、厳しい状況にあるとは思えません。

【説明】

- ・ご意見のとおり、令和5年度一般会計当初予算では、自主財源が約21億円増えていきます。内訳としては、市税が約17億円増加し、残り約4億円の増加は、支出に対する収入の不足を穴埋めするため、基金の取崩しを約2億円増やし、前年度繰越金を2億円増やしたものであり、基金取崩しや前年度繰越金の増額による財源の確保は、継続して行えるものではありません。
- ・この収入の不足の要因は、支出において義務的経費（削減できない支出）が約11億円増加したことと、物価高や賃金上昇、新規施策の実施などにより義務的経費以外の支出も増加したことから、市税の増加分だけでは収入不足となりました。
- ・また、現在、編成中の令和6年度当初予算においては、財源の不足が約32億円あり、財源の不足を補てんするため、これまで以上に基金の取崩しを行う可能性があります。

●意見10 (⑤関連)

- ・市税の投入は、国民健康保険事業、介護保険事業、後期高齢者医療事業の特別会計や病院事業でも行われている。下水道事業だけ市税での補てんを行わないのはおかしい。

【説明】

- ・国民健康保険事業などの保険事業は、被保険者、市、国などの負担割合が保険制度の中で決まっており、規定された割合を一般会計で負担しています。
- ・公営企業である病院事業は、下水道事業と同様に一般会計からの繰出基準が国から示されており、その基準内で一般会計が負担しています。下水道事業においても、基準内の雨水処理費等を一般会計で負担しています。
- ・下水道事業への市税による補てんが「納税者にとって不公平である」としているのは、繰出基準に規定されていない下水道使用料の不足分の補てんであるためです。

2. 基本料金と従量制料金について

基本料金と従量制料金が一律の改定率だけではなく、基本料金と従量料金の改定率を異なる率にした場合や、基本料金だけを改定する場合の検討も行う必要がある。

① なぜ、基本料金と従量料金の平均改定率を同じにしているのか

使用水量によって改定による負担のバラつきが生じないように、同じ改定率としています。

② 基本料金と従量料金の改定率を変えることや基本料金だけを改定することは検討しないのか

基本料金と従量料金の改定率を異なるものとした場合には、統一の改定率の場合

と比べて一部の人の負担が大きくなることから、実施する場合には、しっかりとした理由付けと準備が必要となります。

#### ●意見1-1 (②関連)

- ・汚水を大量に排水する使用者の改定率を高くし、銭湯の排水は汚れが少ないので改定は不要としてはどうか。

#### 【説明】

- ・本市の下水道使用料の単価は、大量に排水する使用者への累進性の単価、公衆浴場排水の専用単価、プール排水の専用単価を設定しています。
- ・大量に排水する使用者は、下水道施設への負担も大きくなるため、累進性により高い単価としておりますので、統一の改定率であっても、改定後の負担増加額は大きくなります。
- ・公衆浴場やプールは、ご指摘のとおり汚れが少ないので、低い単価となっておりますので、他の使用者より改定後の負担増加額は小さくなります。
- ・排水の汚れが少ないことは、改定しない理由にはならないと考えます。

### 3. 市民への周知

下水道施設の老朽化が進んでおり、今後、設備の改築更新費用が発生することについて、市民へ周知していく必要がある。

また、これまでの経費削減の取組み及び今後の取組みについて、市民へ周知していく必要がある。

### 4. 定期的な改定の検討が必要

今回の改定は、前回の改定から7年経過し、改定間隔が長くなったために平均改定率が大きくなっている。今回の改定後も下水道使用料の減少と汚水処理費の増加により改定が必要な見込みであるため、3年度ごとに改定を検討し、改定率が大きくならないようにする必要がある。

### 5. 経済状況の勘案

今後の改定にあたっては、社会の経済状況をはじめ、市民生活への影響を十分に勘案し進めることが必要である。

#### ●意見1-2 答申の付帯意見の追加

### 6. 能登半島地震を教訓として

上水道及び下水道の復旧に時間がかかっており、市民生活などに影響が出ていることから、老朽化施設の更新や耐震化を今まで以上に早く進める必要がある。